

『 理事会開催の留意点について 』

Q 当組合の理事の定数は、7人以上9人以下と定款で規定されています。しかし、脱退や死亡などで、理事の数が減少し、下限の人数の7人を割って、5人となってしまいました。

このような場合、実在する理事の過半数の出席で理事会を開催することは可能ですか？

A 結論から申し上げますと、「不可能」です。

理事会の議事は、議決に加わることができる理事の過半数が出席して、その過半数で決することになっています。つまり、過半数の出席が理事会の成立要件です。

この成立要件の数は、理事会開催日の理事の人数を基準にカウントします。理事の人数が定数の幅の範囲内であれば、実際にいる理事の数を基準にしますので、例えば、7人の理事が実在する場合は、7人の過半数は4人以上ですから、4人が定足数になります。

しかし、今回は下限の7人を割ってしまったケースです。このような場合は、下限の定数の過半数と考えられています。つまり、下限の半数以下の理事会はあり得ないということです。

今回のケースでは、理事の実在数が下限の7人を割っていますので、下限7人の過半数の4人が定足数となります。

ですから、下限の過半数は、理事会開催の必要条件ということになります。

仮に、下限の過半数以下になった場合について考えると、下限が7人の場合、理事が3人以下になったら理事会は開催できません。理事会を開けなければ、補充選挙の総会も開けません。そうした事態になる前に、補充選挙をするか、定数を減らす定款変更を行う必要があります。

Q 理事会の決議省略とは何ですか？

A 理事全員が提案に同意すれば理事会決議があったものとみなす、という規定が法律に設けられており、これを「みなし決議」や「みなし理事会」あるいは「決議省略理事会」といいます。これは「決議」という行為なく決議にできる方法です。

〈参考〉中協法第36条の6第4項 ※一部抜粋

組合は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該議案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす旨を定款で定めることができる。

成立条件としては、①定款に規定すること、②理事から理事会の議案の提案があること、③理事全員が書面でこの提案に同意の意思表示をすること、④理事会議事録を作成し保存することの4点です。この4点をクリアすれば、すべて書面による理事会の議決が可能です。

この制度は、原案に対する全員の同意が条件になっていますので、同意しない理事がいたら議決とみなすことはできません。一人でも反対者がいるなら、議論の場である会議を開かなければならず、全員が賛成ならば議論の場を設けなくてもよい、という考え方です。

理事会は理事が集まって議論を尽くすのが本来の姿なので、全員が書面で議決に参加する場合は、全員の同意が必要になるのは当然といえます。

全員の同意が難しければ、書面出席を認めた通常の理事会になります。どちらの場合も原案をきちんと提示することと、書面出席する理事の責任ある意思表示が求められます。